

公益社団法人花巻市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人花巻市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を岩手県花巻市に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第2章 会員

(種別)

第5条 センターの会員は、次の各号に掲げる者で、理事会の承認を得た者とする。又、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）

上の社員とする。

(1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者。

ア 原則として花巻市に居住する概ね 60 歳以上の健康な者。

イ センターが行う事業を通じて自己の能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。

(2) 特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有するもの。

(3) 賛助会員 原則として花巻市内に住所又は事務所がある個人又は団体の代表者であってセンターの目的に賛同し、事業に協力するもの。

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は所属する団体が解散したとき。

(3) 事業年度末までに会費等を納入しなかったとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、会員の総数の半数以上であって、会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の議決(以下「特別多数議決」という。)により除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) センターの定款又は規則に違反したとき。

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役員

(役員の設置)

第 12 条 センターに次の役員を置く。

(1) 理 事 5 名以上 12 名以内

(2) 監 事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、1 名を副理事長、2 名を業務執行理事として置くことができる。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第 13 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第 14 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの職務を執行する。

2 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 理事長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 15 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団法人法で定めるところによる。

(任期)

第 16 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された役員の任期にあっては、前任者の残任期間、増員された理事の任期にあっては、現任者の残任期間とする。

- 2 役員の再任は妨げない。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会における特別多数議決により解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等及び費用)

第 18 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の弁償をする。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は別に定める。

(取引の制限)

第 19 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
- (3) センターがその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の責任の免除)

第 20 条 センターは、役員の一般社団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第 4 章 総会

(構成)

第 21 条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 22 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定及びその規程
- (3) 役員の賠償責任の免除

- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第 23 条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 会員総数の 10 分の 1 以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって、議決権を行使することができるところとときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 26 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 27 条 総会は、会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 28 条 総会の決議は、一般社団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、会員の総数の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

(書面議決等)

第 29 条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、

又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (5) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (6) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 理事長は、他の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき、又は、一般社団法人法の定めるところにより、監事から招集の請求があつたときは、その請求があつた日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 前項における招集通知が発せられない場合は、当該理事又は当該監事が、理事会を招集する。

(開催)

第 34 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 前条第 2 項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるとき。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 40 条 センターの事業運営を効果的に推進するため、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会に関することは別に定める。

第 7 章 評議員会

(評議員会)

第 41 条 理事会の決議により、センターに任意の機関として評議員会を置くことができる。

2 評議員会は、理事長から付議されたセンターの業務の運営に関する事項を審議し、及びこれらに関し必要と認められる事項を理事長に建議する。
3 評議員会は、必要に応じ理事長が招集する。
4 評議員会は、評議員 20 名以内をもって構成する。
5 評議員は、高齢者問題について学識経験のある者等のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 42 条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長等重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。また、その他の職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の管理)

第43条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第44条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 センターの事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会を経て定時総会に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) センターモード
- (2) 会員名簿
- (3) 監査報告
- (4) 理事及び監事の名簿
- (5) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第1項の書類は、毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
(長期借入金)

第47条 センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還

する短期借入金を除き、総会において特別多数議決を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 48 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 46 条第 2 項第 6 号の書類に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、第 52 条の規定を除き、総会において特別多数議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）

第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 50 条 センターは、一般社団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において特別多数議決により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 51 条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 か月以内に、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 52 条 センターが解散により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 雜則

(委任)

第 54 条 この定款の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の代表理事は山口紀士とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。